

広島県告示第二百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県東広島市西条町郷曾、同市西条町田口、同市鏡山二丁目、同市鏡山二丁目、同市西条町大沢、同市西大沢二丁目、同市西条町下見、同市田口研究団地及び同市西大沢地内				
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法	
下掛（五一〇七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下掛（五一〇七）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
三升原（五一〇八一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	三升原（五一〇八一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
金清（五二二九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	金清（五二二九）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
金清（五二二九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	金清（五二二九）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
中郷（六二八三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中郷（六二八三）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
中郷（六二八三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中郷（六二八三）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
三升原（四六一七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	三升原（四六一七）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
三升原（四六一七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	三升原（四六一七）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
三升原（四六一七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	三升原（四六一七）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
中郷（八五四一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中郷（八五四一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
中郷（八五四一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中郷（八五四一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法

黒瀬川左 七三六二隣)	土石流	次の図のとおり	黒瀬川左 七三六二隣)	土石流	次の図のとおり
黒瀬川左 七三六二隣)	土石流	次の図のとおり	黒瀬川左 七三六二隣)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。